

2026年1月吉日

お取引先様 各位

西武建設株式会社

下請法改正に伴う「中小受託取引適正化法」施行について

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2026年1月1日より「下請負代金支払い遅延等防止法（通称：下請法）」の名称が「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（略称：中小受託取引適正化法、通称：取適法）に改正され、同日施行されます。本改正により、取適法の適用対象取引においては、代金支払時の振込手数料を委託事業者が負担するルールに変更となります。

つきましては、2026年1月1日以降の発注分より、弊社がお取引先様に取適法が適用となる取引を委託させていただく場合は、代金支払時の振込手数料を弊社負担とさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

詳細につきましては下記参考リンクをご確認ください。

参考：取適法ポイントリーフレット（公正取引委員会）

https://www.jftc.go.jp/toriteki_pointleaflet2.pdf

今後とも変わらぬご厚誼を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

【本件お問い合わせ先】

〒359-8550

埼玉県所沢市くすのき台1丁目11番地の1

西武建設株式会社 管理本部 経理部

TEL：04-2926-3340 FAX：04-2926-3315
